


大口無担保型提携保証制度



一定の要件を満たす中小企業・小規模事業者を対象に、「迅速」かつ「簡易」な審査で大口無担保の保証を可能とする制度です。(※1・2)

【申込書類受付日より原則2営業日以内に保証の諾否を決定】

制度の特徴ならびに利用メリット

物的担保不要。

最大80百万円の大口無担保保証が可能です。

ただし、運転資金の保証限度額は申込直前期の平均月商の3ヶ月以内となります。

長期取組（**運転・設備問わず最長10年**）
が可能です、資金繰りの安定を図ることができます。

ただし、均等分割返済の場合に限ります。

「短期貸付」においても、大口無担保保証が可能です。

事前照会による資格要件確認で、スピーディーな
融資実行が可能です。（完全事前相談の制度ではありません）

— 信用保証で広がる夢のおてつだい —

 **和歌山県信用保証協会**
<http://www.cgc-wakayama.jp/>

【本 所】保証課 TEL:073-433-9705
【田辺支所】業務課 TEL:0739-22-4666

▶ 詳しくは、裏面を
ご覧ください。

※1:ご利用にあたっては、裏面記載の資格要件をすべて満たすことが必要です。また、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。
※2:本制度を取扱える金融機関は、当協会と覚書を締結した金融機関に限ります。すべての金融機関で取扱える制度ではありませんのでご注意ください。

『大口無担保型提携保証制度』の詳細について

保証対象

和歌山県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業・小規模事業者。なお、個人は確定申告が青色申告であり貸借対照表添付の所得控除を受けている方。

資格要件

次のすべての資格要件を満たす中小企業・小規模事業者であり、申込金融機関が推薦する先で、償還能力があると認められる方。

1. 県内に事業所を有し、同一事業に係る業歴を1年以上有すること。
2. 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること。
3. 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと。
4. 信用保証協会付き融資について延滞等の債務不履行がないこと。
5. 信用保証協会の求償権先で、信用保証協会に対する求償債務が残っていないこと。
6. 申込金融機関の債務者区分が「正常先」であり、かつ、申込直前期の確定決算に於けるCRD（中小企業信用リスクデータベース）を活用した保証料区分が第5区分以上であること。ただし、申込金融機関の債務者区分が「未分類先（無格付先）」については、CRDによる3年累積デフォルト率が2%以下であること。（個人の場合は「正常先」に限る）

保証限度額

8,000万円以内【運転資金（既往の本提携保証含む）は、申込直前期の平均月商3か月以内】

資金使途

事業資金（既往の本提携保証以外の借換資金ならびに不動産購入に係る資金は除く）
ただし、本提携保証の借換は原則同一金融機関扱いに限る。

保証期間

原則として、10年以内
ただし、一括返済の場合は1年以内

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

均等分割返済または一括返済
ただし、据置期間は1年以内として、据置後は均等分割返済とする。

連帯保証人

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない。
※ただし、申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ担保保全がないプロパー融資残高あり、一定の財務要件を充足している場合は、法人代表者の連帯保証人も不要とする取扱いも可能。

物的担保

不要

貸付利率

金融機関所定の利率

保証料率

保証料区分	5	6	7	8	9
保証料率	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※別途、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。

取扱金融機関

覚書締結金融機関

金融機関のみなさまへ

- ・申込書類の送付については、一般保証申込書類一式と併せて「支店長推薦書・資格要件確認書」の提出をお願いします。
- ・「支店長推薦書・資格要件確認書」は当協会ホームページ（金融機関専用）に掲載しております。適宜ダウンロードの上、ご活用ください。
- ・適用保険種別について、一般関係保険枠の『無担保保険』もしくは『普通保険』を適用します。ただし、『普通保険』を適用する場合は、申込金融機関の債務者区分が「正常先」であり、かつ、申込直前期の確定決算に於けるCRDを活用した保証料区分が「第7区分以上」に限ります。